

日本外交文書

大正九年 第一冊 下卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として欧洲関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行われていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正九年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、对中国関係文書は専ら第二冊に、また对欧洲関係文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一〇 露国革命一件……………五八七頁

一一 反過激派関係雑件……………六二四

一二 極東露領ニ緩衝地帯設置問題一件……………六六〇

一三 同盟及聯合諸国ノ対露政策関係一件……………六八七

一四 尼港事件及樺太内必要地点ノ一時占領ニ関スル件……………七四五

一五 「シベリア」出兵関係一件……………八三二

一六 「メキシコ」革命動乱関係一件……………九一三

(「オペレゴン」政府承認問題ヲ含ム)

附録 日本外交文書大正九年第一冊日附索引

(以上下巻)

- (加州人民直接立法ノ手續ニ依ル排日的土地法問題ヲ含ム)
- 二 加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モリス両大使間非公式協議關係一件
- 三 米國ニ於ケル排日關係雜件
- 四 日仏通商條約關係一件
- 五 日露漁業協約ノ効力持續及改縮關係一件
- 六 「カナダ」ニ於ケル本邦移民排斥關係一件
- 七 「オーストラリア」移民關係雜纂
- 八 「ペルー」移民關係雜纂
- 九 「ブラジル」移民關係雜纂

(以上) 卷)

事項一〇 露国革命關係一件

四七九 一月三日 在仏国松井大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

デニキン政權トノ通商開始交渉等ニ関スル高
橋少佐ノ行動ニ鑑ミ南露及其他地方へ外交官
派遣ノ必要ヲ稟申ノ件

第一号

(一月五日接受)

南露「デニキン」軍ニ派遣セラレ居ル高橋陸軍騎兵少佐
十二月二十日当地陸軍部着電(本電ハ陸軍大臣、參謀總長
其ノ他ニ電報シタリ)ノ内左ノ文面アリ

曩ニ報告セルガ如ク南露ノ実況及露國ノ将来ニ鑑ミ南露貿
易開始ノ必要ヲ認メ之ニ関シ必要ナル事項ヲ交渉セル処十
二月五日附ニテ左ノ趣旨ノ回答ヲナセリ

一、日本ノ商船ハ黒海沿岸各港ニ出入シ貿易ヲ為スコトヲ
得

二、日本ヨリ如何ナル物貨ヲモ輸入スルコトヲ得南露ヨリ
日本ニ輸出スルモノハ日本ヨリノ輸入ト同額トス然レド
モ左ノモノハ南露政府トノ協定ナクシテ輸出スルコトヲ
得ズ即チ「パン」、石炭、金属、礦石、毛皮、煙草、塩、

一〇 露国革命關係一件 四七九

「ソーダ」、「アルコール」、「ベンジン」、葡萄酒、油粕之
ナリ但シ右禁制品ハ早晚逐次減少セラルベク又南露輸出
ニ際シテハ其価額ノ四〇「パーセント」ノ外国為替保障
ヲ期ス

三、軍需品ニ対シテハ政府ノ所要ニ応ジ之ヲ購買ス
四、日本船舶ハ日本ノ国旗及船員ノ下ニ黒海沿岸航路業ヲ
営ムヲ得ズ之レ石炭ノ供給困難ニシテ露國汽船ノ營業ヲ
阻害スルニ至ルヲ以テナリ然レドモ石炭ノ余裕ヲ生ズル
ニ至ラバ之ヲ許スコトアルベシ云々

次ニ南露トノ通商關係ニ付長文ノ意見ヲ具申シアリ尚同少
佐宛二十五日当大使館着電ニ依レバ南露ニ於テ日露親善ヲ
目的トスル機關新聞設立ノ目的ヲ以テ毎月約一万円ノ補助
ヲ得タキ旨露國側ヨリ交渉ヲ受ケ同少佐ハ之ニ対シ右新聞
設立必要ノ意見ヲ陸軍当局ニ上申シ居レリ

南露方面以外ノ地方例ヘバ波羅の、芬蘭、波蘭、「チエッ
ク」國、匈國及羅馬尼方面ニ対シ陸軍側ヨリ派遣セラレ居
ル各員ハ其報告電報ニ徴スルモ軍人關係事項以外広汎ナル

五八七